

法人費用弁償規程

(趣旨)

- 第1条 社会福祉法人恵満生福祉会 評議員、評議員選任解任委員、第三者委員、理事、監事、(以下「評議員、委員、役員」という。)の日当及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 役員報酬の額または費用弁償規程については、第一回評議員会で決議されたものに従う。それまでは、この規程に従う。

(報酬の額)

- 第2条 評議員、委員、役員の日当(以下「日当」という。)の額は、勤務1回につき3,000円とする。
- 2 テレビ会議等のオンラインで開催した場合は、勤務1回とみなす。
- 3 書面または電磁的記録による決議の場合は日当は支給しない。

(職員であるものの特例)

- 第3条 評議員、委員、役員でかつ、社会福祉法人恵満生福祉会職員、施設職員であるものに対しては、役員としての日当は支給しない。

(旅費支給規程)

- 第4条 評議員、委員、役員が法人事務所で業務を行うための旅費交通費に関し必要な事項を定める。

(旅費の種類)

- 第5条 旅費の種類は、交通費および宿泊料とする。書面又は電磁的記録による決議、およびオンラインによる開催の場合、旅費は支給しない。

| | 内 容 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|--------------------|--------------|---|
| 交 通 費 | 河内町内在住 | 0 円 | |
| | 熊本市内在住 (河内町を除く) | 片道 1000 円 | |
| | 熊本市外在住 | | (1)交通費は、最も経済的な通常経路および方法により、旅行した場合の鉄道運賃、航空賃、車賃とする。 (2)鉄道賃は、乗車賃及び急行(特急を含む)料金とする。 (3)車賃は定額の運賃とする。 (4)県内在住の方は、往復 5,000 円を上限とする |
| 宿 泊 料 | 遠方在住者 1泊につき | 13,000 円 | |

- 第6条 評議員、委員、役員の旅は、旅行命令簿によるほか、理事長からの会議招集通知によることができる。

(準用規程)

- 第7条 この規程に定めるものを除くほか、評議員、委員、役員の日当及び費用弁償の支給方法については、河内からたち保育園職員の例による。

附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月19日から施行する。